

# 年金記録の管理について

資料 7－1

- わが国の年金制度は、社会保険方式を原則としており、給付を受けるためには、一定の保険料の納付が必要である。
- このため、年金額の計算は、保険料納付済み期間等に基づき行う必要があることから、個人個人の保険料納付記録等の被保険者記録を長期間適切に管理する必要がある。

## I 基礎年金番号導入前の年金記録の管理

### 1 オンラインシステム導入以前

#### 1) 厚生年金保険

- 厚生年金保険については、適用事業所の事業主に保険料を賦課するため、社会保険事務所において、事業主からの届出に基づき事業所毎の被保険者名簿により被保険者の記録を管理していた。
- また、被保険者名簿の記録については、資格喪失を契機として社会保険業務センターに送付され、年金を裁定するために必要な記録を被保険者毎に原簿（厚生年金被保険者ファイル）で管理していた。

#### 2) 国民年金

- 国民年金については、市町村において適用事務と保険料の収納事務を行っていたことから、国民年金の被保険者記録は、市町村の被保険者名簿により管理していた。また、社会保険事務所において、市町村の被保険者名簿に基づき作成した被保険者台帳により記録管理を行っていた。
- 社会保険業務センターにおいては、社会保険事務所から送付される被保険者台帳の情報に基づき、年金を裁定するために必要な記録を被保険者毎に原簿（国民年金被保険者ファイル）で管理していた。

### 2 オンラインシステムの導入

- これらの被保険者記録の管理、年金の裁定・支払い処理に関する膨大な事務処理は、紙媒体を中心に行っていたが、長期にわたる記録管理を適切に行い、年金相談の充実、裁定の迅速化などサービスの向上を図るために、全国の社会保険事務所と社会保険業務センターを結ぶオンラインシステムを昭和54年度から順次導入し、平成元年2月にシステム全体が完成した。

## II 基礎年金番号の導入

### 1 目的と経緯

- わが国の年金制度は、従来、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員などを対象とする数種の共済組合、自営業者などを対象とする国民年金等に分立していた。
- 昭和60年の年金制度改革により、全国民共通の基礎年金が導入され、国民年金は、自営業者、サラリーマン、公務員の区別なく、全ての人を対象として基礎年金を支給する制度となるとともに、厚生年金や共済年金は、その上乗せの報酬比例の年金を支給する制度に再編成された。
- 一方、年金制度の加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険及び共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されており、平成9年の基礎年金番号導入前においては、
  - ① 制度を通じた記録の把握が困難
    - 職業等の変更により、加入する年金制度が複数ある場合等には、年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間がかかる
  - ② 制度加入等の際に加入者に届出をしていただくことになっており、届出等がなければ保険者側で情報の把握が困難
    - 国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者についての届出もれが発生（未加入者の把握が困難）
- という問題が生じており、こうした問題は、無年金者の発生など制度そのものの公平性、安定性が図れないことにもつながっていた。
- このような様々な問題解消を図り、年金事業運営の一層の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るために、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入した。

〈参考〉 平成9年1月時点の基礎年金番号付番件数 1億156万件

## 2 年金記録の整理・統合

### 1) 過去の年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合（過去記録の整理）

- 平成8年12月以前に加入していた国民年金、厚生年金保険等の年金手帳記号番号を基礎年金番号へ統合するため、基礎年金番号を本人に通知した際に複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただくこととした。
- 申出のあった方（約916万人）及び名寄せ処理（基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険の情報（氏名、性別、生年月日の3項目一致者））により複数の年金手帳記号番号を有すると思われる方（約902万人）、計約1,818万人に対して平成10年度から平成18年度まで計画的に照会を行い、平成17年度までに約1,147万人の方から回答をいただき、記録の統合処理を進めている。
- なお、平成18年6月現在、基礎年金番号に未統合の記録が約5,000万件あるが、これらには、基礎年金番号導入前に死亡された方や受給資格期間を満たさないため年金裁定に至らない方（無年金者）の番号である「統合する必要のない番号」の記録が含まれており、それら以外の番号（「統合する必要がある番号」）については、今後、年金裁定時や58歳通知等に基づき、ご本人が確認の上、基礎年金番号に統合されることになる。（資料2参照）

### 2) 基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消

- 加入している年金制度を異動する際又は事業所を変更する際に基礎年金番号の申し出がない場合は、氏名・性別・生年月日により既に付番していないか確認することを徹底した。
- しかし、本人からの回答に錯誤があった場合や婚姻により氏名を変更した場合等は、別人と判断して新規付番し、その結果、重複付番が発生するケースがある。
- このため、平成9年8月、平成12年12月及び平成16年度以降は毎年、同一人調査（氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者をいう。）を行い、重複付番解消の処理を行っている。

〈参考〉 平成9年8月同一人調査  
約98万人

平成18年10月同一人調査  
約2万人

### 3) 基礎年金番号の実施に伴う共済組合との情報交換

- 共済組合の組合員の加入記録及び共済年金の受給権者記録の管理は、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び各地方公務員共済組合等（平成19年4月1日現在15共済組合等）が行っている。  
このため、年金加入記録に共済組合員期間がある方についての詳細なご相談は、各共済組合等が窓口となる。
- 社会保険庁では、平成9年1月の基礎年金番号の導入に伴い、各共済組合等からその一部の情報について定期的に情報提供を受けている。

#### 〔提供を受けている共済組合員情報〕

##### ア 基礎年金番号導入時に提供された情報

- ・ 平成9年1月に現存している共済組合の組合員の加入記録  
(平成8年12月以前に資格喪失したままの方についての加入記録は保有していない)

##### イ 基礎年金番号の導入以降に共済組合と交換している情報

組合員の加入や脱退などの情報及び受給権者の共済年金額（職域加算額を除く）等の情報については、以下の頻度で提供を受けている。

- ・ 国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団  
→ 每月1回
- ・ 各地方公務員共済組合（地方公務員共済組合連合会を経由）  
→ 共済組合によって月1回、隔月、年2回  
(対応可能な地方公務員共済組合から、段階的に情報提供を受ける回数を増やしています。引き続き、個々の地方公務員共済組合との間で、情報交換の実施方法について検討していくこととしている。)

- 今後、被用者年金の一元化に向け、更なる情報の共有化を進めていくこととしている。

### III 年金個人情報提供サービスの充実による記録確認の機会の拡大

#### 1 記録の確認の必要性

- 基礎年金番号の導入以前から現在まで、年金額の決定（裁定）は、受給権者の請求に基づいて行われることとなっており、その際には、裁定請求書にご本人の加入履歴、基礎年金番号（基礎年金番号以外に年金手帳記号番号がある場合には、基礎年金番号及び年金手帳記号番号）等を記入していただき、社会保険庁が管理する記録と照合することとしている。
- 裁定に当たり記録に不明な点がある場合には、加入履歴等を付して記録調査の照会を申し出ていただき、その申出に基づき調査を行うこととなるが、基礎年金番号で管理する記録に統合されていない記録が判明した場合には、その都度、記録の整備を行っている。
- なお、現在、年金を受給開始後に年金額が変更されるケースが年間3～4万件あるが、これらについては、
  - ① 裁定請求時点において、被保険者記録の一部が未確認であったが、ご本人の希望により先に裁定を行い、その後、全ての被保険者期間が確認されたことにより、記録の追加を行ったもの
  - ② ご本人に確認の上裁定を行ったが、後になって、ご本人から申告していなかった被保険者期間の申出があったもの
  - ③ 事業主からの賞与等の記録訂正に伴い裁定変更が必要になったもの

などが主な理由となっている。

〈参考〉平成13年度から平成19年2月末までの裁定変更件数 218, 474件

#### 2 記録確認の機会の拡大

- このように基礎年金番号で管理する記録に統合されていない記録を含め、年金の加入記録については、ご本人からの請求又は照会と社会保険庁で管理している記録が一致することで、ご本人の記録として確定することとなるが、社会保険庁では、受給権者の方からの請求等を待つことなく、積極的に年金加入記録等の個人情報をお知らせする取組みを進め、被保険者の方々に事前に記録を確認していただく機会を拡大することにより、被保険者記録の適切な管理に努めている。（資料3参照）

## 1) 年金加入記録のお知らせ（58歳通知）及び年金見込額の提供（平成16年3月から実施）

- 58歳到達者（昭和21年1月2日以降に生まれた方）を対象として年金加入記録をお知らせし、記録をご確認いただいた上で、補正が必要な場合には、申出に基づき必要な整備を行っている。（平成19年2月までに500万件送付）
- このうち、記録調査の申出があったものが平成18年12月末までに約41万件あり、うち約35万件には既に回答している。これらの回答の内訳については、現在調査中であるが、後述の「年金記録相談の特別強化体制」の傾向は次のとおり。
  - ・窓口相談に来られた方のうち、基礎年金番号に収録済みであったケースを除いても、約9割が窓口調査により記録を確認済み
  - ・申出により記録を訂正したのは、全体の0.01%以下
- また、老齢基礎年金の受給要件を満たしている58歳到達者であって、年金見込額の提供を希望する方には、年金見込額を記したお知らせを送付している。（平成19年2月までに288万件送付）

## 2) 裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド）（平成17年10月から実施）

- 年金を請求される方の利便性の向上と裁定漏れを防ぐため、60歳（昭和21年1月2日以降に生まれた方）を対象に特別支給の老齢厚生年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生する方及び65歳（昭和16年1月2日以降に生まれた方）に老齢基礎年金、老齢厚生年金（厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方）の受給権が発生する方に対し、基本項目（基礎年金番号・氏名・性別・生年月日・住所）及び年金加入記録を印字した裁定請求書を、裁定請求の案内（記載要領を含む）と併せて本人あて送付している。（平成19年2月までに198万件送付）
- また、60歳到達間近の方に対し、年金制度別の年金加入月数をお知らせするとともに、
  - ① 65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生する方に対し、国民年金の任意加入制度等を周知するための案内はがき（平成19年2月までに39万件送付）
  - ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることが確認できない方に対し、年金加入期間の確認と社会保険事務所での相談を促す案内はがき（平成19年2月までに36万件送付）
- を送付している。

- 3) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を活用した前年分の年金加入状況の提供（平成17年11月から実施）
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行対象者（平成18年1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納付していただいた方）に対し、前年分の年金加入状況を参考情報として控除証明書の裏面を活用し、お知らせしている。（平成18年11月 加入状況のお知らせ発行件数 1,176万件）
- 4) ID・パスワード方式による年金加入状況の提供（平成18年3月から実施）
- インターネットで年金加入記録の提供について申し込み、本人確認を行った上で、ユーザID・パスワードをご本人あてに郵送している。ユーザID・パスワード入手後は、社会保険事務所等に直接お越しただかなくても、24時間365日いつでもインターネットで自身の年金記録が確認できる。提供する記録は、月に一度更新している。（平成19年2月までのユーザID・パスワードの発行件数 20万件）
- 5) ねんきん定期便
- 「ねんきん定期便」は、年金制度への理解を深めるための取組として、平成16年の年金制度改革に盛り込まれたものであり、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金個人情報を若い人にもわかりやすくお知らせすることを目的としている。「ねんきん定期便」を開始することにより、（60歳未満の）被保険者の方全員に、毎年、誕生日の月に、年金に関する個人情報をお知らせすることになる。平成20年4月からの実施を予定しているが、一部の年齢の方に対しては、前倒して実施する予定で準備を進めている。
  - 平成19年4月以降に35歳になられる方に対しては、平成19年3月から、年金の加入期間や履歴といった年金加入記録のお知らせを開始したところである。また、平成19年12月から、45歳になられる方へも同様に年金加入記録をお知らせし、55歳以上の方へは保険料納付額の実績や年金見込額についてもお知らせすることとしている。  
なお、58歳の方については、19年度中は既に実施している形（58歳通知）でお知らせすることとしている。
- ※ 「ねんきん定期便」の導入に当たっては、基礎年金番号で管理している記録に基づき実施することとしていることから、引き続き、過去記録の整理や重複付番の解消を図るとともに、住所記録の整備等を進めていくこととしている。

## IV 年金記録相談の特別強化体制

- 社会保険庁においては、年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、ご本人の年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月21日から、年金記録相談の特別強化体制を執っている。
- 具体的には、社会保険事務所に専用窓口を設置し、年金加入記録について徹底的に調査・確認を行っている。さらに、社会保険事務所が調査・確認した後にも、ご本人の申立てにより、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームにおいて事実関係の調査を行い、記録訂正の要否を判断している。
- この「年金記録相談の特別強化体制」の平成18年8月21日から2月末までの状況は、窓口に来られた1,787,969人のうち1,762,864人(98.6%)は、その場で記録の確認がされている。残りの25,115人と別途郵送等により申出があった30,227人を合わせ、55,342人の方から、調査の申出があったが、これらのうち、48,355人に対して既に回答を行っている。(資料4参照)
- なお、既に回答済みの48,355人の中には、申立内容と社会保険庁の記録が相違しているケースがあるが、これらの中には、
  - ア. 時効により消滅し、納付できない保険料を納付したと主張されるもの
  - イ. 申立のあった期間には、事業所が厚生年金の適用を受けていなかったものなどが含まれている。また、社会保険事務所における調査に不明な点がある場合には、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームに申立を行うことが可能であり、平成19年3月16日現在、230人の方が申立てを行っている。
- 複数の年金制度の加入歴のある方や改姓された方など、年金加入記録に不安のある方は、広く「年金記録相談」を活用していくいただきたい。社会保険庁においても、被保険者等から依頼された調査に丁寧かつ確実に対応していくこととしている。

〈参考〉 年金記録相談の特別強化体制の直近の状況 (資料5参照)